

(2) 社会福祉施設等への看護師の日雇派遣 【令第4条第1項関係】

<経緯>

- 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣については、「令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

<現行制度>

- 法において、派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても、当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として、政令で定める業務（以下「日雇派遣の例外業務」という。）について労働者派遣をする場合等を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないこととされている。（法第35条の4第1項）

<改正内容>

- 社会福祉施設等において行われる看護師の業務について、社会福祉施設等における看護師の人材確保等の観点から、適切な事業運営、適正な雇用管理の実施を図るための措置を派遣元・派遣先に求めることとした上で、日雇派遣の例外業務に追加する。

2. 根拠規定

法第4条第1項第3号、第35条の4第1項及び第55条

3. 施行期日等

- ・公布日：令和3年2月下旬（予定）
- ・施行期日：令和3年4月1日